

足利市地域防災計画

災害応急対策編 (林野火災)

令和6(2024)年3月

足利市防災会議

災害応急対策編（林野火災） 目次

＜林野火災応急対策のタイムライン＞	4
第1章 林野火災時の防災体制・消火活動等	6
第1節 災害対策本部等の設置、職員配備等	6
第1 市の災害対応体制	6
第2 市職員の配備体制等	7
第3 業務継続性の確保	10
第4 大規模林野火災発生時における災害対策本部の組織及び各部の事務分掌	10
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	11
第1 情報収集・伝達	11
第2 無線不感地帯の通信確保	12
第3 広報活動	12
第3節 市消防機関による消火活動	13
第1 現場指揮本部の対応	13
第2 消火活動	13
第3 消防団の活動	13
第4 消防水利の確保	14
第4節 外部支援の要請等	15
第1 迅速な空中消火体制の構築	15
第2 地上消火に係る消防応援要請	16
第3 自衛隊の災害派遣要請	16
第4 受援体制の確保	18
第5節 災害救助法の適用	19
第1 災害救助法の適用基準	19
第2 災害救助法の適用手続	19
第3 災害救助法適用事務の運用	20
第2章 避難対策・要配慮者支援・復旧活動	22
第1節 林野火災発生時の避難対策	22
第1 避難情報の発令	22
第2 避難所の開設・運営	23
第3 在宅避難者等の支援	25
第4 被災者台帳の作成	25
第2節 要配慮者の支援	26
第1 要配慮者の避難支援	26
第2 福祉避難所の運営	26
第3 要配慮者の生活支援	27
第4 学校・社会福祉施設等の安全対策	27
第3節 医療救護活動	29
第1 実施体制	29
第2 緊急医療	29
第3 健康管理活動	30
第4節 食料の供給等	31
第1 外部消防機関等の消火活動業務等従事者に対する食料供給	31
第2 避難所等への食料供給	31
第5節 復旧活動	32

第1	林野の荒廃の復旧	32
第2	住宅被害等への対応	32
第3	災害ボランティアの募集等	32

<林野火災応急対策のタイムライン>

関係機関	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
各部（共通）	【1.1.2/4】 職員の動員・配備 【1.1.3】 業務継続性の確保	【1.5.3】 災害救助法適用事務の運用			
緊急地区隊	【1.1.2】 職員の動員・配備 【2.1.2】 避難所の開設・運営				
総合政策部 ※危機管理課兼務 職員を含む	【1.2.1】 災害情報の収集・伝達 【1.2.3】 広報活動（報道対応） 【1.3.1】 現場指揮本部の対応（連携） 【1.4.3】 自衛隊災害派遣要請 【2.1.1/2】 避難情報の発令、避難所の運営（指示）	【1.4.1】 空中消火（応援要請等） 【1.5.2】 災害救助法適用手続き		【2.1.3】 在宅避難者対策 【2.1.4】 被災者台帳の作成	
行政経営部	【1.2.1】 情報収集・伝達（延焼状況） 【1.2.3】 広報活動（広報車） 【2.1.1/2】 避難情報等の周知	【1.5.3】 災害救助法適用事務（まとめ） 【1.4.1】 空中消火（広報） 【1.4.4】 受援体制の確保（宿舎）	【2.4.1】 活動従事者の食料供給		
健康福祉部	【2.2.1/2】 要配慮者の避難支援、福祉避難所の設置・運営 【2.3.2】 医療救護活動 【2.2.4】 社会福祉施設の安全対策		【2.2.3】 要配慮者の生活支援 【2.3.3】 健康管理活動 【2.1.3】 在宅避難者支援 【2.4.2】 避難所等の食料供給（要配慮者、食品衛生）		【2.5.2】 住宅被害者対応
生活環境部	【1.2.3】 広報活動（自治会）			【2.5.3】 災害ボランティアの募集等	
産業観光部	【1.2.3】 広報活動（登山者） 【2.1.1】 避難情報の発令（入山規制）		【2.1.3】 在宅避難者支援 【2.4.2】 避難所等の食料供給		【2.5.1】 荒廃林野の復旧
都市建設部		【1.4.1】 空中消火（通行規制）		【2.5.2】 住宅被害者対応	
会計課					
議会事務局					
上下水道部	【1.3.4】 消防水利の確保				
教育委員会事務局	【2.1.2】 避難所の開設・運営 【2.2.4】 学校の安全対策		【2.4.2】 避難者への食料配布		
行政委員会事務局					
農業委員会事務局					
消防本部	【1.2.1/2】 災害情報収集・伝達、無線不感地帯の通信確保 【1.3.2/4】 消火活動、消防水利の確保 【1.3.1】 現場指揮本部の対応 【1.4.2/4】 消防応援要請、受援体制の確保 【2.1.1】 避難情報の発令	【1.4.1】 空中消火体制の構築			
消防団	【1.3.3】 消火活動、避難誘導		【2.4.1】 活動従事者の食料供給		

(注) 【1.1.1】は、第1章第1節第1に当該対策の記載があることを示す。

関係機関	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
県	【1.4.2】 消防応援要請	【1.4.1】 空中消火体制の構築 【1.5.2/3】 災害救助法の適用・運用			【2.5.1】 荒廃林野の復旧
警察署		【1.4.1】 空中消火（交通規制等）	【2.1.2】 避難所の運営（防犯）		
道路管理者		【1.4.1】 空中消火（通行規制等）			
医療関係機関	【2.3.2】 緊急医療	【2.2.2】 福祉避難所の運営（健康管理等）	【2.3.3】 健康管理活動		
社会福祉協議会			【2.2.3】 要配慮者の生活支援	【2.5.3】 災害ボランティアの募集等	
観光協会	【1.2.3】 広報活動（登山者）				
国際交流協会		【2.1.2】 外国人避難者支援			
自主防災組織 自治会	【1.2.3】 広報活動協力 【2.2.2】 要配慮者の避難支援		【2.4.2】 避難者への食料配布		

(注) 【1.1.1】は、第1章 第1節 第1に当該対策の記載があることを示す。

第1章 林野火災時の防災体制・消火活動等

第1節 災害対策本部等の設置、職員配備等

林野火災が発生した場合や大規模な林野火災に発展する恐れがある場合、災害対策本部を設置して防災関係機関が相互に連携し、被災者の救助等の応急対策活動を総合的に実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市の災害対応体制	各部	
第2 市職員の配備体制等	各部、緊急地区隊	
第3 業務継続性の確保	各部	
第4 大規模林野火災発生時における災害対策本部の組織及び各部の事務分掌	各部	

第1 市の災害対応体制

林野火災が発生した場合における市の災害対応体制は次のとおりとする。なお、これらの体制に至らない場合でも、各部において対応が必要な場合には、各部の判断で速やかに必要な職員を配備して対応にあたる。

1 初動警戒配備

林野火災が発生した場合には、総合政策部は警戒にあたり、消防本部は現場指揮本部を設置し活動にあたる。

2 災害対策本部

林野火災が大規模な火災となるおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とし設置する。

＜災害対策本部設置基準＞

ア 本市に火災気象通報（乾燥）が発表されており、かつ、火災発生時における最大風速が毎秒概ね5メートルを超え、又は以後、毎秒概ね5メートルを超える見込みの場合で、次の①又は②に該当するとき。

① 林野火災が住家から概ね500m以内で発生又は概ね500m以内に迫っているとき。
（ただし、消防による消火が直ちに開始され、短時間のうちに鎮圧・鎮火に至ることが明らかであると消防長が認める場合を除く。）

② 建物火災等が林野に延焼拡大し、更に拡大が見込まれるとき。

イ アにかかわらず、林野火災の延焼拡大が懸念され、消防による消火が困難であると消防長が認めるとき。

*災害対策本部は市役所庁舎内（特別会議室）に設置する。

*災害対策本部を設置したときは「足利市災害対策本部」を表示する。

*災害対策本部の組織及び運営は、足利市災害対策本部条例及び資料編に定めるところによる。

*災害対策本部を設置又は解散した場合、市（総合政策部）は県（危機管理防災局）、陸上自衛隊、気象台その他の関係機関に、県防災ネットワークシステム、電話等で、速やかに報告、連絡を行う。また、市民に対してLアラート、市ホームページ、市公式SNS、消防防災メール等で広報を行う。

*市長が不在等の場合における本部長の職務の代行順位

第1順位 副市長

第2順位：総合政策部長

第3順位：行政経営部長

3 現地災害対策本部

林野火災が大規模な火災となるおそれがある場合において、当該区域での情報収集、災害の応急措置を講じる上で本部長が必要と認めるときは、副本部長、本部長、その他の職員から現地災害対策本部長及び現地本部長を指名し、火災現場の周辺施設に現地災害対策本部を置くことができる。

* 現地災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被害状況等の情報収集及び本部への報告に関すること。 |
| ② 現場指揮本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 |

第2 市職員の配備体制等

1 配備体制等

配備区分	配備体制	その他
部ごとの配備体制	初動警戒配備（総合政策部・消防本部）、第1配備及び第2配備（各部）	配備体制ごとの人員等は、各部長が定める。
緊急地区隊	指定避難所等の開設状況に応じた配備	毎年度、市長が任命 緊急地区隊の配備は、災害対策本部又は災害警戒本部の本部長が決定（災害対策本部等が設置されていない場合には、総合政策部長） 具体的な配備計画等は、総合政策部長が定めるほか、指定避難所等開設時の対応は、教育次長及び健康福祉部長の指示による。
危機管理課兼務職員	災害状況に応じた配備	毎年度、市長が任命 具体的な配備計画等は、総合政策部長が定める。

* 緊急地区隊又は危機管理課兼務職員に任命された職員の職務は、所属部ごとの職務に優先する。

2 配備指令

市長は、災害の状況により職員を動員し、次に示す配備体制のうち必要な体制をとる。

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

<林野火災時の職員配備基準>

配備体制	本部体制	配備基準	配備要員
初動警戒配備	—	① 林野火災が発生したとき	○総合政策部（危機管理課） ○消防本部（消防長が定める職員）
第1配備～第2配備	災害対策本部	② 本節第1の2の基準に該当するとき	○災害対策本部構成員 ○各部の活動状況に応じて第1配備職員から順次所属長の判断で参集命令 ○危機管理課兼務職員 当番班及び本部運営チームが参集 また、必要に応じ追加参集又は交代のための参集 * 緊急地区隊（避難所の開設を要する場合）

＜林野火災時の初動対応＞

配備体制	各部配備職員	緊急地区隊	危機管理課兼務職員
初動警戒配備	① 林野火災発生に伴い自動参集（総合政策部・消防本部） ② 被害の調査、対応、情報収集 ③ 県（危機管理防災局・消防防災航空隊）との情報共有	参集なし ただし、市（総合政策部）から送られる情報に留意	参集なし ただし、市（総合政策部）から送られる情報に留意
第1配備～第2配備	① 災害対策本部設置に伴う参集命令により参集（第1配備） ② 災害対策本部を設置 ③ 被害の調査、対応、情報収集 ④ 各部は災害対策本部決定事項に従うほか、地域防災計画に定める所管事務を適宜開始 ⑤ 第1配備以外の職員は、各部所管事務の状況に応じた各部長の参集命令により参集	① 参集命令に伴い担当避難所へ参集 ② 避難所の安全確認を行い待機 ③ 避難者が来た場合は本部に報告し受入れ ④ 待機を解除された場合は、所属長の指示に従う	① 総合政策部長の参集命令により当番班及び本部運営チームが参集 ② 災害の状況により、追加参集又は交代のための参集 ③ 当番班及び当番班交代職員は災害の状況に応じた対応、本部運営チームは事務分掌に基づく対応

3 各部職員の動員・配置

(1) 動員連絡

各部長は、休日や夜間等の勤務時間外においても、所属職員に対し必要な指示を行えるよう、連絡体制を整えておく。なお、連絡は、電話、メール等のうち、最も速やかに実施できる方法により行う。

各配備体制において配備する職員の編成は、動員配備計画（資料編）による。

(2) 配備報告

各部長は、職員の参集状況を随時、災害情報共有システムにより報告する。

(3) 職員の配置

各部長は、所管事務を遂行するため、次の点に留意して部内の組織編成及び職員の配置を行う。

- ① 職員の交代時期・方法
- ② 高次の配備体制への移行準備

なお、部長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により職員が不足する場合は、行政経営部長を通じて他の部の職員の派遣を求める。

行政経営部長は、各部からの職員派遣協力要請に対し、職員参集状況を勘案し、各部長と協議の上、部間の職員配置を調整する。

(4) 会計年度任用職員の配置

会計年度任用職員は、原則、通常勤務の時間帯に参集し、参集後は所属長の指示に従い業務に従事するものとする。

(5) 職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合には、次の事項を遵守する。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他市長が認める者は動員から除外することができる。

＜勤務時間内における遵守事項＞

① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
② 不急の行事、会議、出張等を中止する。
③ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長等の指示があるまで退庁せずに待機する。
⑤ 災害現場に出動した場合は、職員証や所定の腕章、ビブスを着用するなど職員であることを明らかにする。
⑥ 職員は、市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をする。

＜勤務時間外における遵守事項＞

① 火災が発生したことを覚知したときは、動員連絡を待つことなく、自主的に所属の勤務場所へ登庁する。（初動警戒配備） 災害対策本部が設置されたとき、又は所属長からの参集命令があったときは、迅速に所属の勤務場所へ登庁する。（第1配備～第2配備）
② 参集が不可能な場合は、所属長にその旨を伝え、その後の指示を仰ぐ。
③ 火災のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、活動しやすい服の着用、身分証明書、食料3食分以上、飲料水を持参するものとする。

4 緊急地区隊の配備

緊急地区隊の配備は、災害対策本部の本部長が決定するが、災害対策本部が設置されていない場合において、自主避難所を開設する必要がある場合には、総合政策部長が配備を決定する。詳細は、緊急地区隊編成・運用要領（資料編参照）による。

＜緊急地区隊の概要＞

編成	○指定避難所が所在する地域単位で、隊長・副隊長・隊員により編成 ○市長が毎年任命
主な業務	○夜間、休日等の閉庁時（災害の規模等により必要と認められる場合は、開庁時）において災害が発生した場合の初動期における指定避難所又は自主避難所の開設及び運営 ○災害の状況等に応じ、他の指定避難所の運営を支援
指揮系統	○配備決定後、緊急地区隊は指定避難所等へ参集し、教育次長の指揮下でその後の業務にあたる。 ○指定避難所等における福祉避難所の開設・運営及び高齢者・障がい者等の要配慮者に対する支援に関する事項について、健康福祉部長の指揮の下で業務にあたる。

5 危機管理課兼務職員の配備

災害対策本部事務局の中核を担う危機管理課の職員体制を強化するため、危機管理課兼務職員を配備する。

(1) 危機管理課兼務職員の事務分掌

災害対策本部設置時には事務局として概ね次の事務にあたる。

チーム	事務分掌
危機管理課及び当番班	各部・関係機関との連絡調整 市民からの被害通報等の受信 各種防災情報システムの運営 市民、自主防災組織、民生委員等に対する避難情報等の伝達 ホームページやSNSによる防災情報の発信 記者会見等の対応
本部運営チーム	災害対策本部会議の準備や、会議結果のとりまとめ 市議会への情報提供

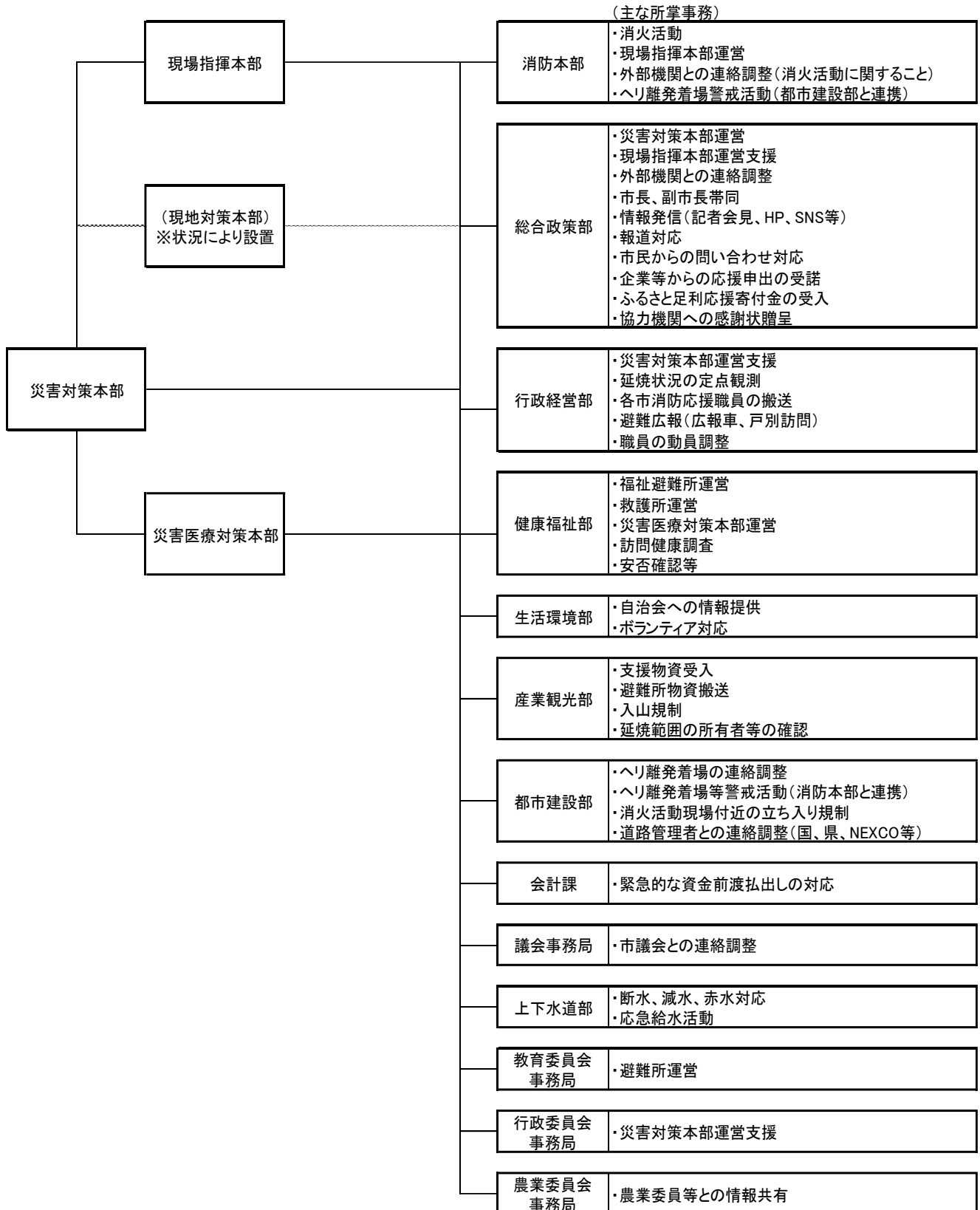
(2) 配備の決定

災害対策本部設置時では、別に定める当番班及び本部運営チームが対応にあたる。その他配備の詳細は、災害の状況等に応じて、総合政策部長が決定する。

第3 業務継続性の確保

市（各部）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のために策定した業務継続計画（BCP）により、業務継続性の確保を図る。

第4 大規模林野火災発生時における災害対策本部の組織及び各部の事務分掌



第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

市及び関係機関は、林野火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 情報収集・伝達	総合政策部、行政経営部、消防本部	県
第2 無線不感地帯の通信確保	消防本部	
第3 広報活動	総合政策部、行政経営部、生活環境部、産業観光部	自主防災組織、自治会長連絡協議会、足利市観光協会

第1 情報収集・伝達

1 県との情報共有

(1) 消防防災航空隊との連携

市（消防本部）は、火災発生初期から県消防防災航空隊を通じて県と情報共有を図り、延焼範囲や危険箇所の状況把握に努め、以後の活動方針の決定や円滑な応援要請に繋げる。

(2) ドローンの活用

市（消防本部）は、ドローン等により延焼状況を観測し、災害情報共有システム等を活用し市（総合政策部）に報告する。

市（総合政策部）は、市（消防本部）から受信した録画面像等を速やかに災害対策本部長及び副本部長に送信するとともに、県（危機管理防災局）へ送信する。

2 総合政策部と消防本部の連絡体制

市（総合政策部、消防本部）は、林野火災発生直後から、相互連携の下、火災の状況に関する情報共有を行うとともに、災害対策本部設置について適切に検討を行う。

なお、林野火災の状況が災害対策本部設置基準に該当した場合、その他の火災の状況から災害対策本部設置が必要と判断された場合には、直ちに関係機関等との情報共有を図るなど、迅速な対応に努める。

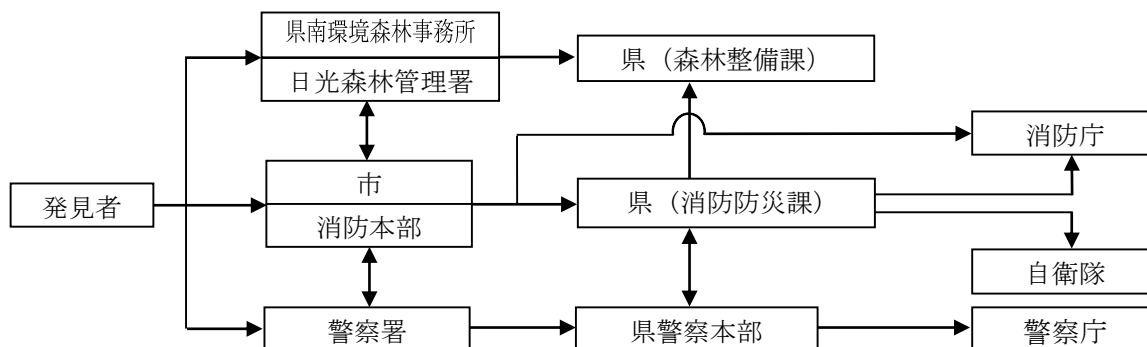
3 被害状況等の情報収集・伝達

市（総合政策部、消防本部）は、大規模林野火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国に報告する。（国への報告は直接即報に該当する場合）

なお、被害が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

＜林野火災情報の収集・伝達系統＞



4 延焼状況の観測

市（行政経営部）は、延焼状況を現場から離れた場所で定点観測・撮影し、消防本部へ提供する。

第2 無線不感地帯の通信確保

市（消防本部）は、無線不感地帯における無線通信確保のため、携帯電話、衛星電話等を活用するほか、状況に応じて県や国へ通信支援小隊を要請する。

第3 広報活動

1 報道機関の協力による情報発信

市（総合政策部）は、火災の状況、火災周辺地域住民の危険回避のための情報、消防機関をはじめとする防災機関や医療機関などの活動状況に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

特に、林野火災の規模が拡大し、消火活動に時間を要することが予想される場合や避難情報を発令した場合には、記者会見を開催するなど、市民等に対する詳細でわかりやすい情報提供に努める。

2 広報車両による火災周辺地域住民に対する広報活動

市（行政経営部）は、火災の状況、避難情報、消防機関をはじめとする防災機関や医療機関などの活動状況、交通規制等の情報を火災周辺地域住民に伝達するため、広報車両による広報活動を随時行う。

3 自主防災組織による協力

火災周辺地域の自主防災組織は、火災周辺住民への広報活動を行う市（行政経営部）に協力する。

4 自治会への情報提供

市（生活環境部）は自治会長連絡協議会等と連携し、市災害対策本部等が発信する情報を各自治会に提供する。

5 登山者等への広報活動

市（産業観光部）は足利市観光協会等と連携し、登山者等に対する入山制限等の情報を市ホームページやSNSを活用して行う。

第3節 市消防機関による消火活動

市消防機関と県消防防災航空隊等が連携して、消火、救助・救急活動を効果的に行うほか、必要に応じ災害対策本部を設置し、市役所全庁体制での防災活動体制を構築の上、さらなる関係機関との連携を迅速に行えるようにするなど、的確で効果的な対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 現場指揮本部の対応	総合政策部、消防本部	
第2 消火活動	消防本部	
第3 消防団の活動	消防本部、消防団	
第4 消防水利の確保	上下水道部、消防本部	

第1 現場指揮本部の対応

市（消防本部）は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに設置されている現場指揮本部と連絡調整を行い、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、以後の危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

なお、指揮本部に参集する関係機関の増加、活動の長期化が見込まれる場合は、火災の規模や発生場所を考慮の上、現場指揮本部を消防本部等の施設内へ移設する。

また、当該林野火災に係る災害対策本部が設置された場合には、市（総合政策部）は現場指揮本部（現地災害対策本部が設置されている場合には、現地災害対策本部）へ連絡員を派遣し、現場指揮本部と災害対策本部との連携を図る。

第2 消火活動

市（消防本部）は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負い式水のう等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って消火活動にあたるほか、

延焼防止のため、森林所有者等と調整の上森林を伐採し、臨時の防火帯を形成するなど、早期鎮火に努める。

<活動上の留意点>

- ① 地形や気象条件等による予期しない火災の拡大に備え、常に延焼状況を注視しつつ退路や消火手段を確保しておく。状況によって火災の勢いが止まりやすい尾根や山道等に延焼阻止線を設定し安全なエリアを確保することも検討する。
- ② 活動初期は、民家の焼損防止を最優先とする延焼阻止線を設定し、水槽車や背負い式水のうの活用により民家付近の放水を実施し、延焼の拡大を食い止める。
- ③ 民家付近の延焼抑制が図られた後の活動中期は、水槽車や背負い式水のうの活用により山林部への放水を実施する。
- ④ 山林部の延焼抑制が図られた後の活動後期は、背負い式水のうやスコップ等の活用により放水等を実施し、残火を完全に鎮圧・鎮火する。なお、活動期間が長期におよぶ可能性がある場合は、後方支援体制を十分確保する。
- ⑤ 木々等の燃焼体への浸透性が高く、少ない水で消火することが可能な消火薬剤を有効活用する。

第3 消防団の活動

市（消防団）は、市（消防本部）との連携の下消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、市消防職員の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、協力して消火活動にあたる。

第4 消防水利の確保

生活用水を兼ねている水道消火栓を使用すると水圧が下がり水量不足に陥るおそれがあるため、ため池や調整池、学校のプールなど有限・無限水利を適切に活用する。

1 活用が想定される消防水利

(1) 消防用水の取水可能場所

市（消防本部）は、消火用水として次の取水箇所を活用する。

- ア ヘリ取水可能場所
- イ 山間部での自然水利取水可能場所
- ウ ポンプ車取水可能場所

(2) その他の自然水等の活用

市（消防本部）は、関係機関の許可、協力を得てその他の自然水等を活用して取水する。

- ア 渡良瀬川（渡良瀬川河川事務所）
- イ 松田川ダム湖水、蓮台寺川調整池（安足土木事務所）
- ウ プール水（教育委員会事務局）
- エ 消火用水（県浄化槽協会足利支部）
- オ 消火栓（上下水道部）
- カ 農業用ため池（産業観光部）

2 水量低下の防止等

市（上下水道部）は、消防放水に伴う生活用水の水量低下を防ぐために、水量の変動を監視する。断水・濁水（赤水）が見込まれる場合、濁水処理の対処を行うとともに、応急給水活動を行う。

第4節 外部支援の要請等

市消防機関及び県消防防災ヘリの消防力だけでは対応できないときは、速やかに他消防機関及び他県防災ヘリによる支援要請や、緊急消防援助隊、自衛隊等への要請を行い、支援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 迅速な空中消火体制の構築	総合政策部、行政経営部、都市建設部、消防本部	県、警察署、宇都宮国道事務所
第2 地上消火に係る消防応援要請	消防本部	県
第3 自衛隊の災害派遣要請	総合政策部	
第4 受援体制の確保	行政経営部、消防本部	

第1 迅速な空中消火体制の構築

1 県消防防災航空隊との連携

市（消防本部）は、林野火災が判明した場合は、速やかに県消防防災航空隊に通報し、消防防災ヘリコプター用の場外離着陸場を設置する。

また、上空偵察の結果を共有し、延焼方向、速度、焼損範囲などを把握する。

2 自衛隊リエゾンの派遣要請

災害対策本部を設置した場合、市（総合政策部）は、自衛隊に対しリエゾンの派遣を要請し、林野火災や消火活動の状況等について、情報を共有する。

3 他県防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの派遣要請

市（総合政策部、消防本部）は、市の消防力及び県消防防災ヘリコプターによる消火活動だけでは、火災の延焼拡大防止が困難と予想される場合には、県と連携し、航空消防相互応援協定による他県防災ヘリコプターの支援を要請するとともに、自衛隊派遣要請に係る検討を迅速に行い、派遣要請が必要と認める場合には直ちに市長から県知事に対し自衛隊派遣要請を求める。

*ヘリコプター増援要請に係る判断

市（総合政策部、消防本部）が他県防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプター派遣要請の判断を行うにあたっては、林野火災の延焼状況のほか、夜間消火活動の可能性、当日及び翌日以後の気象状況等を基に検討を行うこととし、その結果、速やかな鎮火に至ることが明らかに可能と認められない場合には、速やかに要請を行うよう努める。

4 空中消火活動後方支援

(1) 市と県の連携

市（総合政策部、消防本部）は、県（危機管理防災局）と連携し十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等や消火用水の給水場所、空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

(2) 空中消火活動に伴う関係機関等との連携

市（総合政策部）は、空中消火活動に係る諸活動に伴う関係機関等との連携を迅速に行うよう努める。

連携事項	連絡先
ヘリコプター飛来に伴う交通規制等	足利警察署、道路管理者
群馬大学グラウンドの使用	群馬大学 桐生市役所

	桐生消防署（散水等） 桐生警察署（周辺の交通規制） 桐生土木事務所（周辺道路の交通規制）
松田川ダムからの取水	安足土木事務所

（３）活動周辺道路の規制

市（都市建設部）は、警察及び他の道路管理者と連携し、ヘリコプターの離着陸時や取水時における交通規制等に対応する。

（４）騒音対策

ヘリコプターの離発着及び往来に伴う周辺地域への騒音対策として、市（総合政策部、行政経営部）は、市ホームページ・SNSや広報車両により、火災の状況及び上空消火活動の実施に係る地域住民の理解・協力を周知・要請するための広報活動を行う。

第２ 地上消火に係る消防応援要請

林野火災は、空中消火活動だけではなく、地上からの効果的な消火活動が重要であるため、市（消防本部）は、市消防機関による活動だけでは、地上消火活動が困難と予想される場合、外部消防機関に応援を要請する。

１ 消防相互応援

市（消防本部）は、市内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、次の相互応援協定等による応援を要請する。

- ① 両毛地区消防機関の相互応援協定に基づく応援
- ② 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

２ 緊急消防援助隊

市（消防本部）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合、県に対し応援を要請する。なお、県に連絡が取れない場合、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を直接行い、事後速やかに知事に応援要請を行った旨を連絡する。

県（危機管理防災局）は、県内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

<消防応援要請の要請順位>

- | | |
|----|-------------------------|
| 1位 | 両毛地区消防機関応援等要請 |
| 2位 | 栃木県広域消防応援隊応援要請（第一次応援体制） |
| 3位 | 栃木県広域消防応援隊応援要請（第二次応援体制） |
| 4位 | 緊急消防援助隊応援要請 |

第３ 自衛隊の災害派遣要請

１ 派遣要請

市（総合政策部）は、災害の発生により、人命、財産の保護が必要と判断した場合には、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく自衛隊の派遣要請を、おおむね次の基準により行う。また、必要に応じて、市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

（１）知事（県）に対する要求

本部長（市長）は、知事に対して、派遣要請に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政ネットワーク、電話等で依頼し、後日速やかに文書を送付する。

（２）自衛隊への直接要請

特に緊急を要し、かつ、知事に対し依頼することができないときは、速やかに陸上自衛隊東部方面特科連隊に通知する。この場合において、速やかに知事にその旨を通知する。

<直接要請の内容>

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況等）

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区分	活動内容
① 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
② 避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
④ 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
⑤ 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
⑥ 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑦ 給食、給水の支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
⑧ 入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
⑨ 物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
⑩ 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
⑪ その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣部隊の受入体制

市（総合政策部、行政経営部、消防本部）は、災害派遣部隊に対して次の受入体制を確保する。

<災害派遣部隊受入体制>

① 担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整	消防本部
② 災害救援のために使用する資材の準備	消防本部、総合政策部
③ 宿舎を必要とする場合の宿泊先斡旋	行政経営部

4 派遣部隊の撤収要請

市（総合政策部）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、県防災行政ネットワーク、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

5 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する。

- ① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料、修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第4 受援体制の確保

市（消防本部）は、集結した応援消防機関（地上隊、航空隊）及び自衛隊等に対し、被害状況、活動方針等の情報提供、事務スペース、消火用資機材等の提供等の支援を行う。また、各関係機関が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

また、市（総合政策部）は、市（消防本部）と連携し、事務用資機材、消耗品等の確保等必要な対応を行う。

なお、宿舎を必要とする場合、市（行政経営部）はできる限りこれをあっせんする。

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市は必要な場合に県に対して災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 災害救助法の適用基準		
第2 災害救助法の適用手続	総合政策部	県
第3 災害救助法適用事務の運用	総合政策部、行政経営部、各部	県

第1 災害救助法の適用基準

大規模災害時の被害状況に対して、災害救助法適用される場合の基準（災害救助法施行令第1条第1項各号に掲げる基準）は次のとおり。

なお令和3年2月の足利市西宮林野火災では、「第1項第4号」により、法の適用を受けている。

<災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条）>

該当条項	災害救助法適用基準
第1項第1号	足利市内の住家の滅失世帯数が100世帯以上
第1項第2号	栃木県内の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上かつ、足利市内の住家の滅失世帯数が50世帯以上
第1項第3号（前段）	栃木県内の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上で、足利市内の住家の滅失世帯数が多数
第1項第3号（後段）	災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の特別の事情がある場合で、かつ、住家の滅失世帯数が多数のもの ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。
第1項第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次のいずれかの基準に該当するもの ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。

住家の滅失世帯数は、被害程度に応じて次のように換算する。

被害程度	被害世帯数	滅失世帯数
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	1世帯として換算
半壊（半焼）住家	2世帯	
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	

※床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。

第2 災害救助法の適用手続

（1）市から県への被害状況報告

県（危機管理防災局）は、次に掲げる程度の災害について、栃木県災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対して被害状況について報告を求める。

市（総合政策部）は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合

は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。

- | |
|--|
| ① 災害救助法の適用基準に該当する災害 |
| ② 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害 |
| ③ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害 |
| ④ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害 |
| ⑤ その他特に報告の指示のあった災害 |

(2) 被害状況報告に際しての留意事項

- ① 市（総合政策部）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- ② 市（総合政策部）は、県、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査に当たっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- ③ 市（総合政策部）は、被害状況の調査に当たり、県（経営管理部、危機管理防災局）が必要に応じて派遣する職員の応援、協力、立ち会い等を得る。
- ④ 市（行政経営部）は、住家の被害認定に当たっては専門技術的な判断が求められる場合があるため、建築関係技術者等の応援体制をあらかじめ確保しておく。
- ⑤ 市（総合政策部）は、県に被害状況を報告し、必要に応じて内閣総理大臣に対して災害救助法の適用について協議するよう依頼する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合、直接内閣府に対して情報提供を行う。

(3) 災害救助法適用の判断

県（危機管理防災局）は、市（総合政策部）からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市（総合政策部）、県各部及び内閣府あてに通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法適用事務の運用

災害救助法の対象となる救助の種類は、次のとおりである。

災害救助法適用事務	市本部の担当
① 避難所の設置	教育委員会事務局、健康福祉部
② 応急仮設住宅の供与	都市建設部
③ 炊出しその他による食品の給与	産業観光部
④ 飲料水の供給	産業観光部、上下水道部
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	産業観光部
⑥ 医療	健康福祉部
⑦ 助産	健康福祉部
⑧ 被災者の救出	消防本部
⑨ 被災住宅の応急修理	都市建設部
⑩ 学用品の給与	教育委員会事務局
⑪ 埋葬	生活環境部
⑫ 死体の搜索	消防本部
⑬ 死体の処理	生活環境部
⑭ 住居障害物の除去	都市建設部
⑮ 応急救助のための輸送	各部

(1) 事務の委任及び補助執行

上記のうち②以外は原則として、その事務の全部又は一部は市長に委任されており、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。

なお、知事の権限の全部又は一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助法適用事務を行う。

* (3) 市（総合政策部）は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突

発し県の指示を待ついとまがない場合には救助法適用事務を開始し、事後速やかに県（危機管理防災局）に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものと
して扱う。

（２）救助事務の記録・対象経費等

市（行政経営部、各部）は、災害救助法適用事務の実施状況について「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録し、整理する。

災害救助法の対象経費等は、栃木県災害救助法施行細則による。

第2章 避難対策・要配慮者支援・復旧活動

第1節 林野火災発生時の避難対策

林野火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市、消防機関等関係機関は、市民への適切な避難対策や警戒区域の設定等を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子どもへの支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 避難情報の発令	総合政策部、行政経営部、産業観光部、消防本部	
第2 避難所の開設・運営	総合政策部、行政経営部、健康福祉部、教育委員会事務局、緊急地区隊	警察署、足利市国際交流協会
第3 在宅避難者等の支援	総合政策部、健康福祉部、産業観光部	
第4 被災者台帳の作成	総合政策部	

第1 避難情報の発令

1 避難情報の発令

周辺市街地に対する火災の延焼の危険性があると認められる場合には、市長（総合政策部）は周辺住民に対し、災害対策基本法に基づく避難指示等の発令を行う。

この場合、市（総合政策部、消防本部）は、延焼方向、消防活動状況、気象状況等を考慮して避難対象地域地区、及び避難先をあらかじめ設定する。

また、状況に応じて消防法に基づく消防警戒区域を設定し、警戒区域への出入りを禁止又は制限する。

2 避難情報の周知

市（総合政策部、行政経営部）は、避難対象地区の市民等に避難情報の発令を周知する。

(1) 伝達事項

避難指示等を発令する際、次の事項を避難対象地域の居住者等に周知する。

- ① 避難対象地域・対象者
- ② 避難先
- ③ 避難指示等の理由
- ④ 避難時の注意事項
- ⑤ その他の必要事項（食料、物資等の持参など）

(2) 伝達手段

ア 広報車、個別訪問（行政経営部）

市（行政経営部）は、広報車による広報活動のほか、市の避難情報を関係地域住民に確実に伝達できるようにするため、可能な限り個別訪問による広報活動を行う。

その際、関係地域の自主防災会役員に同行を依頼するほか、不在宅や外国人向けの「発令通知文」を作成して行う。

イ 各種システム等による情報発信（総合政策部）

市（総合政策部）は、消防・防災情報メール、エリアメール、災害情報電話一斉伝達システム、報道機関による報道、市ホームページ、市公式SNSを活用した情報発信を行う。

3 警戒区域の設定

市長（消防本部）等は、林野火災が発生し、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命じ、速やかに県（危機管理防災局）に報告する。

<警戒区域の設定権者及び要件・内容>

設定権者	種類	要件	根拠法令
知事	災害全般	災害が発生した場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条第1項
市長	同上	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
警察官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員 〔消防長又は消防署長〕	火災等	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法第28条第1項 (第23条の2第1項)
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法第28条第2項 (第23条の2第2項)
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条第1項
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	水防法第21条第2項

4 入山規制

市（産業観光部）は、市内ハイキングコース（10コース）の主要出入口のうち規制が必要となるものについて、入山を規制する。

第2 避難所の開設・運営

1 避難所の開設手順

(1) 避難所開設

市（総合政策部、教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、避難指示等の発令及び火災の状況を踏まえ、指定避難所、福祉避難所等を開設する。その要領は本計画によるもののほか、「足利市避難所開設・運営マニュアル」を参照して行う。

(2) 市民等への周知

市（総合政策部、行政経営部）は、開設する避難所を、本節・第1・2により市民等に周知する。また、市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、避難所の混雑状況を「災害情報共有システム」に入力し、混雑状況を市民等に提供する。

(3) 県報告

市（総合政策部）は、避難所を開設又は移転した場合、ただちに次の事項を県（危機管理防災局）に報告する。

- ① 避難所開設の日時、場所
- ② 受入人員
- ③ 開設期間の見込み
- ④ その他必要事項

(4) 要配慮者への配慮等

市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などの要配慮者に配慮し、また、感染症を考慮する。

市（総合政策部）は、必要に応じて、旅館・ホテル等を避難所として借上げるなど多様な避難所の確保を検討する。

(5) 避難者名簿・被災者台帳

市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は、避難者名簿を作成する。

また、市（総合政策部）は、被災者台帳（本節・第4参照）に反映する。

2 避難所の運営

市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は避難所の運営にあたっては、以下の点に留意する。また、「足利市避難所開設・運営マニュアル」を参照して行う。

なお、資機材等の不足に際しては、市（総合政策部）との連携の下、災害時応援協定等を活用して対応する。

(1) 住民等との連携

自主防災組織、市社会福祉協議会、ボランティア団体等の協力を得るほか、避難者自身が避難所運営へ自主的に参画できる避難所運営組織の確保に努める。

(2) 男女共同参画による運営

運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

(3) 多様な情報伝達への配慮

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。

外国人の避難者に対する支援は、市（生活環境部）、足利市国際交流協会等との連携のもとに行う。

(4) 衛生環境の確保

衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等の必要な措置を講じる。

(5) 健康対策

避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設け、総合相談体制の整備に努める。

また、時季を考慮し、熱中症対策、防寒対策を行う。

食料に関する配慮として、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(6) 安全安心な避難所運営

警察署と連携し、防犯巡回活動を行う。

また、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者からの申し出があった場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

(7) 情報収集伝達手段の確保

通信事業者の協力を得て、非常用電話やインターネット等の通信施設を設置する。

(8) ペットのためのスペース

避難者が滞在する居室以外の場所に、ペットのためのスペースを確保するよう努める。

第3 在宅避難者等の支援

市（総合政策部、健康福祉部、産業観光部）は、避難所以外の場所での避難生活を余儀なくされた市民に対し、次のような支援に努める。

- ① 必要に応じ、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理などの支援
- ② 車中泊等の避難者に対するエコノミークラス症候群の予防法の周知等

第4 被災者台帳の作成

市（総合政策部）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、活用する。

<被災者台帳掲載事項>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 氏名② 生年月日③ 性別④ 住所又は居所⑤ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況⑥ 援護の実施の状況⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由⑧ その他必要事項 |
|--|

第2節 要配慮者の支援

災害時に最も被害を受けやすい立場にある要配慮者に対して、市は、地域住民の協力を得て、要配慮者の生命や身体の保護、ニーズに配慮した支援対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 要配慮者の避難支援	健康福祉部	避難支援等関係者、 避難時協力者
第2 福祉避難所の運営	健康福祉部	医療関係機関
第3 要配慮者の生活支援	健康福祉部	市社会福祉協議会
第4 学校・社会福祉施設等の安全対策	健康福祉部、 教育委員会事務局	各学校、社会施設等

第1 要配慮者の避難支援

1 避難行動要支援者の避難支援

市（健康福祉部）は、避難情報が発令されたときは、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者や避難時協力者を通して、避難行動要支援者に伝達する。

避難支援等関係者や避難時協力者は、避難情報が発令された場合、避難行動要支援者の個別プラン（個別避難計画）に基づき、あらかじめ指定された避難所等に避難させる。

2 安否確認

（1）在宅の要配慮者の安否確認

市（健康福祉部）は、避難支援等関係者を通して要配慮者の安否情報を収集する。また、管内の社会福祉施設等や医療機関の被害状況や負傷者等の情報を収集する。

安否確認ができない避難行動要支援者がいる場合は、必要に応じて、市（消防本部、消防団）や警察等に安否不明要配慮者の救助を要請する。

（2）社会福祉施設等に入所している要配慮者の安否確認

市（健康福祉部）は、管内の社会福祉施設等についても、災害状況や負傷者等の情報を集約する。

第2 福祉避難所の運営

市（健康福祉部）は、福祉避難所を開設し、生活が困難な要配慮者を福祉避難所に受け入れ、支援を行う。

1 指定福祉避難所の運営

（1）医療支援スタッフの対応

市医師会や栃木県等と連携し、市の保健師や地元医療関係者等が要配慮者の健康管理や医療相談等に対応にあたる。

（2）情報の提供

聴覚障がい者、視覚障がい者等に漏れなく伝達されるよう、文字情報や音声情報の機能をもつ情報伝達手段を活用する。

（3）相談窓口の設置等

要配慮者のニーズを把握するため、相談窓口を設置するとともに、巡回相談などを実施する。

（4）ニーズに応じた物資等の提供

要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等の提供に努める。

(5) 拠点福祉避難所等や病院への移送

避難が長期化する場合、拠点福祉避難所や民間福祉避難所等への入所が適切であると判断した要配慮者を順次移送する。また、医療機関で治療が必要となった要配慮者を、速やかに病院に搬送する。

(6) DWA Tの活用

避難所における要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、スクリーニング、各種相談対応が必要な場合は、栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県（保健福祉部）に要請する。

2 拠点及び民間福祉避難所の開設

避難が長期化する場合、拠点福祉避難所等について、施設の安全を確認するとともに、身体介護や医療相談等の生活支援提供体制が整備され次第、拠点福祉避難所として開設する。

また、民間の社会福祉施設については、緊急一時入所の可否、受け入れ可能人数等を確認する。受け入れが可能な社会福祉施設等に対しては、災害時応援協定に基づき、民間福祉避難所として開設を要請する。

第3 要配慮者の生活支援

市（健康福祉部）及び市社会福祉協議会は、要配慮者に対して次の支援を行う。

(1) 支援スタッフの配置

自分の力だけでは生活が困難な要配慮者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活行動を支援するスタッフを配置する。

(2) 災害ボランティアとの連携

災害ボランティアセンターと連携し、要配慮者支援ボランティアを配置する。

また、随時、刻々と変化するニーズの把握に努め、情報を共有し、災害ボランティアに最新の情報を提供する。

(3) 要配慮者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われる物資等が要配慮者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談などにより要配慮者のニーズを把握し、要配慮者に配慮した物資等の配布に努める。

(4) 要配慮者への相談体制の整備

要配慮者の実態調査やニーズ把握のために、総合相談体制を整備し、相談窓口の設置や巡回相談を行う。

(5) 保健福祉サービスの提供

実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続的に提供するために調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を行う。

(6) 応援要請

市（健康福祉部）は、必要と認める場合、県や災害時応援協定を締結する他自治体に対して、要配慮者に必要な物資の提供や支援スタッフの派遣、社会福祉施設等への緊急一時入所等を要請する。

また、人工透析を必要とする慢性腎臓病が患者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、放置すると生命にかかわる疾病を有した要配慮者について、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制や、必要な医薬品、酸素供給装置などを確保する。

第4 学校・社会福祉施設等の安全対策

1 市からの情報提供・助言等

市（健康福祉部、教育委員会事務局）は、林野火災による影響が周辺地域の学校や社会福祉施設等に及ぶおそれがあると認めた場合には、火災の状況や避難情報の発令状況等について、適宜、情

報提供を行う。

2 学校・社会福祉施設等における措置

各学校や社会施設等は、火災煙の充満による健康被害から児童生徒、施設利用者等の安全を確保するため、必要な措置を講じる。また、周辺地域に対し市からの避難情報が発令された場合には、火災時の避難計画等に基づき、適切な避難行動を行う。

第3節 医療救護活動

被災者の救護を適切に実施するとともに、避難者、要配慮者の健康を確保し、健康二次被害を防止する。また、避難対象地区の避難行動要支援者等の避難状況、安否を速やかに確認する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 実施体制	健康福祉部	
第2 緊急医療	健康福祉部	災害医療対策本部構成員
第3 健康管理活動	健康福祉部	県、市医師会、 市歯科医師会、市薬剤師会

第1 実施体制

市（健康福祉部）は、災害により多数の傷病者が発生した場合、又は医療機関の被害等によりその機能が停止した場合、足利市医師会その他防災関係機関に対し、災害医療対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立、緊急医療班の編成・派遣、及び救護所の設置等必要な措置を要請する。

また、災害の状況に応じ、安足健康福祉センター（両毛保健医療圏・保健医療福祉調整本部）に対して医療救護活動に関して必要な措置を要請する。

第2 緊急医療

1 災害医療対策本部の設置及び運営

市（健康福祉部）は、迅速な災害医療活動を確保するため、災害対策本部の設置と同時に災害医療対策本部（候補施設：市保健センター）を設置、運営する。

本部長	足利市医師会
構成員	足利市医師会、足利赤十字病院、足利歯科医師会、足利薬剤師会、 安足健康福祉センター、市（健康福祉部、消防本部）
事務局	健康福祉部
事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者、医療関係被害等の状況把握 ・ 被害状況、医療救護状況等についての医療関係機関との情報共有 ・ 中核病院等の体制確保、受入調整、搬送手段の確保 ・ 緊急医療班、医療救護班の編成、派遣調整 ・ 救護所の設置検討 ・ 医薬品等の調達、中核病院、救護所等への補給 ・ DMAT、DPAT、JMAT等の派遣要請、受入調整

2 中核病院の受入体制確保

災害医療対策本部は、中核病院における重症者等の受け入れ体制を確保する。

<主な実施事項>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 各中核病院における重傷者等受け入れ体制の確保 ② 市医師会等による緊急医療班（医師、看護師等）の編成、中核病院への応援・協力 ③ 市（上下水道部）に対する中核病院への給水要請 |
|---|

3 救護所の受入体制確保

災害医療対策本部は、救護所における傷病者のトリアージ、軽症者の治療等を行う体制を確保する。

<主な実施事項>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 救護所の設置（避難所等） ② 市医師会等による医療救護班（医師、看護師等）の編成、救護所への派遣 ③ 市（健康福祉部）による事務・連絡員の編成、救護所への派遣 |
|---|

4 医薬品等の確保

災害医療対策本部は、中核病院、救護所で使用し、又は不足する医薬品、医療資器材を調達し、補給する。

<主な調達方法>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 市の備蓄品の活用② 市薬剤師会等からの調達③ 県現地災害医療本部（安足健康福祉センター）への供給要請 |
|--|

5 重症者等の受入れ調整

災害医療対策本部は、重傷者等を受け入れる病院（中核病院、災害拠点病院等）を調整し、消防本部と情報を共有することにより、重傷者等の搬送に対する支援を行う。

第3 健康管理活動

傷病者に対する緊急医療の収束後、市（健康福祉部）は、安足健康福祉センター、市医師会等と巡回チームを編成し、避難所や在宅等の避難者の健康対策を実施する。

<主な健康対策>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医師、看護師による健診② 保健師による健康相談、こころのケア③ 歯科医師会による口腔ケア④ 薬剤師によるお薬相談⑤ 避難所の巡回相談（避難者の健康状態の観察等）⑥ 避難所の衛生管理⑦ 避難情報発令地区等の健康調査訪問 |
|--|

第4節 食料の供給等

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応困難な場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

被災者や避難者の救援のための支援物資の受入れや避難所等への供給を円滑に行うほか、災害ボランティアの募集等を効果的に実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 外部消防機関等の消火活動業務等従事者に対する食料供給	行政経営部、消防本部	
第2 避難所等への食料供給	健康福祉部、産業観光部、教育委員会事務局、緊急地区隊	自主防災組織

第1 外部消防機関等の消火活動業務等従事者に対する食料供給

市（消防本部、行政経営部）は、必要に応じ、消火活動等にあたっている外部消防機関等からの従事者に対し、食料供給を行う。

第2 避難所等への食料供給

市（産業観光部）は、次により食料を調達し、避難所等に供給する。

1 備蓄食料の活用

災害発生直後は、市が備蓄している食料を被災者に供給する。

2 食料の調達

市内の商業団体及び農業団体、災害時応援協定の締結団体等から、パン、弁当、ミルクなどを調達して避難所等に供給する。

調達に当たっては、要配慮者等に配慮した品目も含め選定する。

食料の搬送は、調達先の業者、団体に要請するものとし、調達先が輸送できない場合は、災害時応援協定を締結する運送事業者等に搬送を要請する。また、消費期限や災害の状況に応じて物資集配拠点を選定の上、一時保管した後、適宜、避難所へ搬送する。

その他調達が困難な場合、県に備蓄食料の提供又は食料供給を依頼する。

3 要配慮者への配慮

要配慮者への食料が適切に供給されるよう、市（健康福祉部）と連携し、要配慮者の把握及び必要な食料の抽出、確保を行う。市のみでは要配慮者への適切な食料の供給が困難な場合は、県（保健福祉部）、近隣市町等に応援を求める。

4 避難者等への配布

避難所に供給された食料の受入れ、保管、被災者への配布は、市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）、自主防災組織が協力して行う。

5 炊き出し

避難者や自主防災組織、ボランティア等が主体的に避難所等で炊き出しを行う場合、市（産業観光部）は、必要に応じ、食材、調味料、調理器具等を、学校給食共同調理場や災害時応援協定の締結団体から調達し、供給する。

第5節 復旧活動

市や関係機関は、林野火災により被災した林野の早期回復、被災者が発生した場合の支援等に万全を期す。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 林野の荒廃の復旧	産業観光部	県
第2 住宅被害等への対応	健康福祉部、都市建設部、消防本部	
第3 災害ボランティアの募集等	生活環境部	市社会福祉協議会

第1 林野の荒廃の復旧

市（産業観光部）、県（環境森林部、県土整備部）及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

被害を受けた山林の再生については、植林等を実施する対応を行う際には国、県の補助事業等を最大限に活用し被害木処理や土砂流出の防止に関する支援を図る。また県や森林組合と連携を図り、森林所有者へのサポートを行い林野の早期再生に努める。。

第2 住宅被害等への対応

市（消防本部、健康福祉部、都市建設部）は、住宅被害等が発生した場合には、罹災証明書の交付、災害見舞金の支給、市営住宅の斡旋等の措置を行う。

第3 災害ボランティアの募集等

市（生活環境部）は市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの募集、ニーズ把握等を行う。